

# 決 定 書

異議申出人 神岡 達人

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年4月6日付けで提起された令和8年3月22日執行の逗子市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を却下する。

### 1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙において、開票手続き及び開票結果に適法性・正確性の疑義があり、法定得票数到達に影響を及ぼし得るため、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という）第202条に基づき、開票結果の再点検（必要に応じた再分類・再集計を含む。）を求めるものである。

### 2 異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は次のとおりである。

- (1) 同一様式・同程度の判読性の記載票について、一部は有効票、他は無効票と扱われた事例を確認したこと、投票総数23,230票のうち無効票145票、按分された票が0票であり不自然であることから、判定基準の統一的運用がなされていないため、開票結果の公正性が確保されていない。
- (2) 判定基準の統一的運用がなされていない中で発生した無効投票145票は依然として疑義投票として存在しており、その中に申出人の投票があるならば、申出人の得票数である339票が法第95条に規定する得票数（以下「法定得票数」という。）339.485を上回る可能性がある。

## 決定の理由

### 1 異議申出の要件

法第 202 条第 1 項の規定による選挙の効力に関する異議申出は、本件選挙の執行日である令和 8 年 3 月 22 日の日から 14 日以内である同年 4 月 6 日（法第 270 条の 3 を適用）に本件選挙の効力に関し開票結果の再点検を求めてなされたものであり、当委員会はこれを受理し審理を行った。

### 2 当委員会の判断

審理結果は次のとおりである。

なお、申出による口頭意見陳述を行い、異議申出の内容を確認した。

申出の趣旨については、開票手続きにおける判定基準の統一的運用が欠如しており、適法性・正確性に疑義があるとの主張である。その理由として、同一様式・同程度の判読性の記載票について一部は有効票、他は無効票と扱われた事例を確認したこと、また、投票総数 23,230 票のうち無効票 145 票、按分された票が 0 票と不自然であるということあげている。この統一的運用が欠如した状態で発生した無効票 145 票及び按分された票が 0 票であることには疑義があり、申出人の得票数 339 票は当該選挙の法定得票数 339.485 に 0.485 票不足している状態が、この無効票及び按分された票を再点検することで、申出人は法定得票数に到達する可能性があるとして主張している。

法第 205 条では、選挙争訟については、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」選挙が無効となるとしている。申出人からは、選挙の規定に違反する具体的な証拠物や証拠書類の提出はなく、口頭意見陳述の中でも違反とされる行為を具体的に指摘されることはなかった。

以上を踏まえたうえで、無効投票をどう扱うかにより得票数に影響を与えることから、本件選挙における得票数の算定に違法があったかについて検証した。

本市の本件選挙における開票事務については、点字投票を除く全ての投票用紙を読取分類機により分類し、完全有効投票は候補者別に分類するとともに、白紙投票、無効投票、疑義投票に分類される。完全有効投票は点検係により他候補者の混入や他事記載がないかなど一票一票点検を行い、計数係において 2 台の計数機を用いて 100 票束を 2 回確認している。白紙投票、無効投票、疑義投票は 2 人の審査係において慎重に審査を行い、明らかに無効投票と判定できる投票以外は文字が不明瞭な投票を含め、法第 67 条に基づき法第 68 条の規定に反

しない限り選挙人の意思を極力尊重することを前提として、2人の審査係が法や実例・判例などに基づき慎重に判断した。なお、申出人は、口頭意見陳述の中で「達人（たつんど）」とだけ書かれた投票が名しか書かれていない不完全な投票として、その全てが無効投票に分類されているとの主張であったが、「達人（たつんど）」とだけ書かれた投票であれば、読取分類機で完全有効投票として分類され、さらに点検係や審査係が目視で確認していることから疑義投票や無効投票に含まれていた可能性はないと考える。また、本件選挙においては、法第68条の2の按分票規定を適用すべき候補者は存在しなかった。

このように分類された有効投票及び無効投票は、そのすべての投票を選挙立会人が目視により確認し、選挙長がその効力を決定するという手続きのもと厳正に行われたものであり、得票数の算定及び当選人の決定にあたって違法があったとは認められない。

また、本件選挙における無効投票は145票であり、その内訳は「白票…97票」「単に雑事を記載したもの…26票」「単に記号や符号を記載したもの…14票」「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの…3票」「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの…4票」「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの…1票」である。このように候補者の氏名ではないものが書かれていたのが140票と大半であり、この他の5票が候補者の氏名のほか他事を記載したもの及び候補者の氏名ではないかと思われるが判別できないものや2人以上の候補者の氏名がありその中のどの候補に投票されたものか不明瞭な投票等に分類されたものであった。これらについて、審査係を担当した市職員2名に聴取したところ、2人の意見が割れる事案はなく、審査に際して特別に判断が難しかったものはなかったと証言している。さらには選挙立会人数名からも聴取したが開票作業において特別に疑義を生じさせるような行為は見受けられず、無効投票に分類されたものについても確認したが特に疑義を感じたものはなかったとのことであった。

以上のとおり、本件選挙における開票事務及び選挙会は適正に執行されており、当選人の決定に影響を及ぼす事務処理の誤りは見つからないことから、さらに、選任された10人の選挙立会人をもって適法に執行されており、改めて本件選挙に係る票の再点検は必要ないと判断する。

よって、当委員会は法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和8年5月26日

逗子市選挙管理委員会

委員長 菊池 尚

## 教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。